

支給額について

2019年、2020年の4月～5月の売上の参照が困難な店舗等用

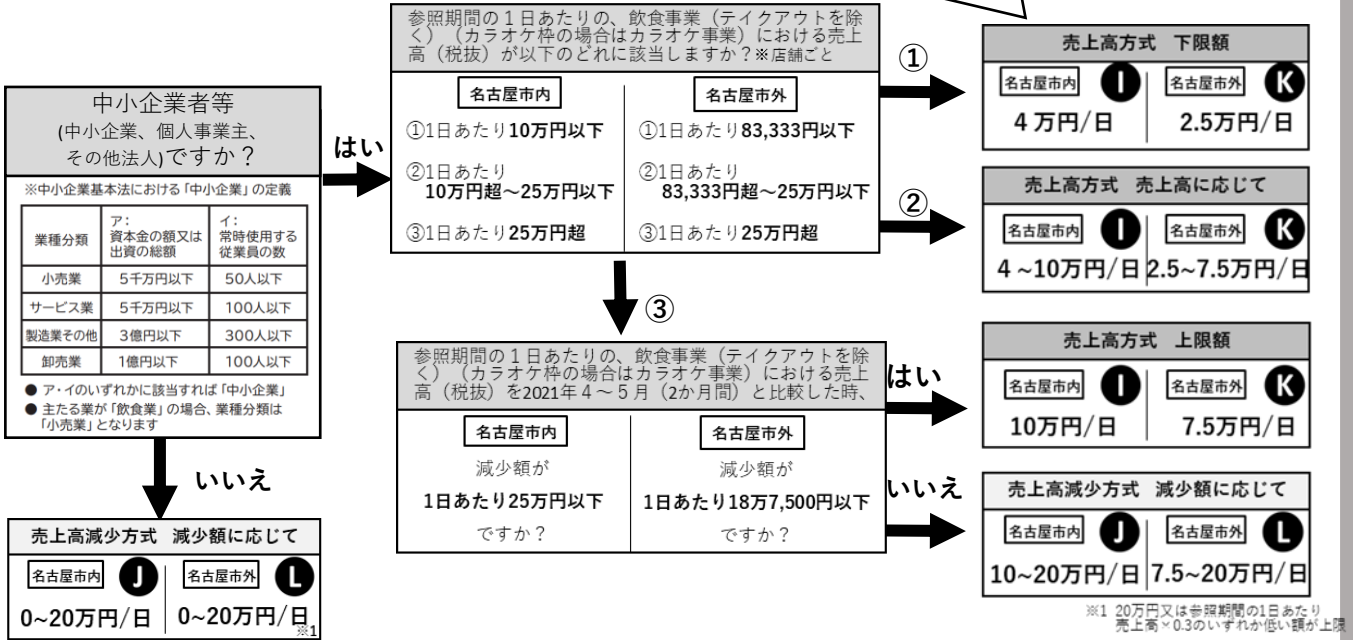
〔 2019年4月2日以降、2020年3月31日までに開店した店舗において、2020年4月～5月の売上が休業又は営業時間短縮の実施により通常期の売上高と乖離している場合 〕

協力金の支給額は、店舗の売上高等により異なります。下記のチャート図及びI～Lの「店舗別申請額計算書」により、店舗ごとの支給額を計算し、交付申請書の各店舗の申請金額欄に金額を転記してください。

■参照期間：開店日～2020年3月31日

4/20～5/11

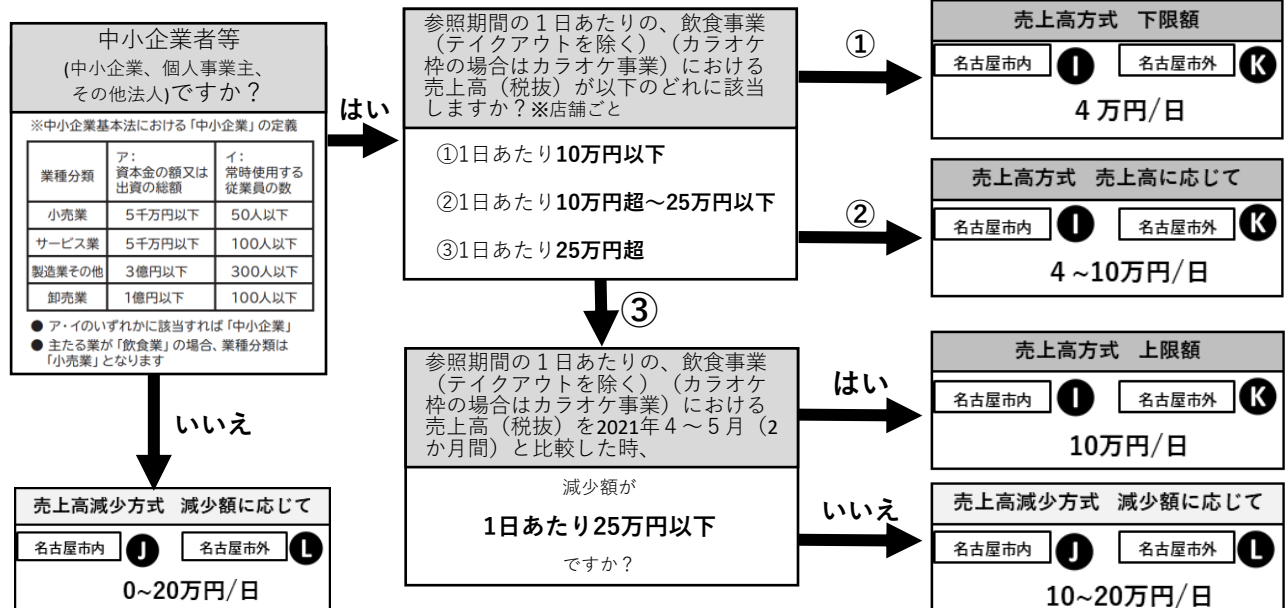
各計算方式に応じたI～Lの「店舗別申請額計算書」を用いて支給額を計算してください。



【注意】 税込経理方式を用いている場合などで、税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り(2019年9月以前は「1.08」で割り)、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

5/12～5/31

各計算方式に応じたI～Lの「店舗別申請額計算書」を用いて支給額を計算してください。



※両期間で使用する計算書が異なる場合は、両方の計算書により、各期間の支給額を算出してください。